

平成 24 年 4 月 27 日

金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」(第 3 回)  
に係る意見

一般社団法人 信託協会  
平成 24 年度会長会社 三井住友トラスト・ホールディングス

平成 24 年 4 月 13 日に開催されました標記会合における主な論点及び委員の意見について、信託協会より以下の意見を提出申し上げます。

1. 投資信託の併合手続きの見直しについて (事務局説明資料 P6)

併合前後で「商品としての基本的性格」に変更がない投資信託について併合の際の書面決議を不要とする検討は、実務的な観点から、委託者を同一とし、かつ受託者を同一とする二以上の「委託者指図型投資信託」を対象に検討されることが望ましいと考えます。

仮に「委託者指図型投資信託」において併合に伴う受託者の変更(受託者の辞任、更迭)も想定して検討する場合には、当該契約における権利保全、税務ステータスの継承や帳簿引き継ぎ等に伴う運用停止等、受益者にとっても不利益が生じかねない実務上の問題点が多くあり、こうした問題点を踏まえた対応策についても策定することが必要となり、また、こうした受託者変更(名称変更等実際の受託者が変わらない場合を除く)を伴う併合という事態は、いずれにしても簡易に併合できる事例とは異なるものと考えております。

2. 基準価額の照合について (事務局説明資料 P9)

4 月 13 日のワーキングにおいて清水委員よりご提示のあった「基準価額算出業務を二重に計算する必要があるのか検討すべき」という点に関して信託協会としての考えを以下申し上げます。

投資信託においては、日々の設定・解約が正確な基準価額に基づいて行われ、受益者の公平性が確保されることが極めて重要です。

この観点において、信託協会と致しましては、従来、委託者・受託者の双方により基準価額算出事務が行われていることに関し、誤算出の防止による投資家の信頼感醸成、投資信託の透明性・中立性確保といった一定の意義があるものと考えております。

3. 運用財産相互間取引の容認範囲の明確化等 (事務局説明資料 P10)

信託協会として、投資信託における運用財産相互間の取引に係る検討の方向性について、コスト削減等受益者の利益につながる側面もあり、特段の異論はないと考えています。

今後、検討が実務のフェーズに入った段階では、信託銀行としても、委託会社における運用財産相互間の取引に係る内部管理態勢が整備されることを前提に、受益者保護の観点からどのような対応が可能か検討させていただくこととしたいと考えております。

以上